

～手続きの流れ～

申請

高齢者支援課（田無庁舎・保谷庁舎）にて申請
（申請書はホームページでダウンロード可能）

市へ
書類の提出
1回目

- **申請書** ※郵送希望の場合は、問合せ先に郵送してください。
郵便過程によるトラブルは責任を負いかねます。

➡ 申請の結果、要件を満たした方へおおむね3週間以内に
「医師意見書」を郵送します。

受診

「医師意見書」を持って、**補聴器相談医がいる**耳鼻咽喉科を
受診（※市内外を問いません）

市へ
書類の提出
2回目
3か月以内

- 医師から補聴器が必要と診断された場合、医師意見書を記入
してもらい、検査結果を貼付
- 診察・検査・文書作成料等は自己負担です。

決定

決定した方には以下の4点を郵送します
（おおむね3週間以内）

- 決定通知書
- 医師意見書のコピー
- 代理受領に係る補聴器購入費支払請求書兼委任状
- アンケート（返信用封筒）

購入

以下の3点を持って、**決定日の翌年度末まで**に**市が推奨する**
補聴器取り扱い店で購入

- 決定通知書
- 医師意見書のコピー
- 代理受領に係る支払い請求書兼委任状

※補聴器価格から補助分を差し引いた金額で購入するために必要な書類です
市外の販売店で購入を希望する場合は、事前にお問合せください。

アフター フォロー

補聴器の調整と耳鼻咽喉科の受診

- 補聴器を上手に活用するには、トレーニングと定期的なメン
テナンスが必要です。
- 耳垢がたまりやすくなることがあるので、定期的に耳鼻咽喉
科を受診してください。

アンケート

補聴器購入後1か月経過した時点で**アンケートを返信**

市へ
書類の提出
3回目

- 記入したアンケート用紙を返信用封筒に入れて切手を貼らずに
投函してください。
- 補聴器の活用状況や社会参加状況などを確認します。
- 場合によっては、お電話にて詳細を確認させていただきます。